

宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成23年9月30日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 監査委員の報告日

平成23年3月31日

2 宮城県知事から通知のあった日

平成23年8月25日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 302,886,354円

過年度分 566,399,962円

合 計 869,286,316円

・ H20年度収入未済額

現年度分 284,776,093円

過年度分 499,141,615円

合 計 783,917,708円

ロ 措置の内容

納期内納付を推進するため、地元マスコミや市町広報紙を活用して周知を行ったほか、地元スーパーでの街頭啓発を実施した。

効果的な滞納処分のため、自動車の差押を積極的に実施し、前年を大きく上回る194件を差し押さえた。

また、給料、預貯金等換価性の高い債権を中心に実施した結果、合計で差押目標の630件を超える675件を差し押さえた。特に悪質な滞納者に対しては、タイヤロックや搜索を実施し、収入確保に努めた。

個人県民税の徴収対策については、普通徴収から特別徴収への移行を促進させるため、市町と共同で50事業所を訪問しての働き掛けや583事業主へ移行依頼文書を発送した。

また、地方税法48条直接徴収、共同催告を実施するなど、市町へ徴収支援を行い、

個人県民税の収入確保に努めた。

3月11日に発生した東日本大震災により、管内は壊滅的な被害を受けたことから、市町に対する災害支援に全力を挙げて取り組んだ。

## (2) 東部県税事務所登米地域事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

#### ・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 63,382,861円

過年度分 129,185,587円

合 計 192,568,448円

#### ・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分 70,366,599円

過年度分 124,158,082円

合 計 194,524,681円

### ロ 措置の内容

適切な税収の確保を図るため、約1,800人の滞納者に対して、財産調査を行った。上記の調査に基づき、250件の差押目標に対して270件を実施した。

差押物件の内容については、充当性の高い預貯金を基本に、はじめての取組として農協出資金、生命保険及び自動車の差押も積極的に行った。

最大の滞納税目である個人県民税については、個人住民税特別徴収推進対策に基づき登米市と連携し、法人に対して特別徴収義務について働きかけを行った結果、収入率の改善が図られた。

さらに、事務運営基本方針及び事務実施計画等に基づき、夜間電話催告や訪問徴収を行った。

## (3) 食肉衛生検査所

### イ 監査委員の報告の内容

支出事務において、不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

複写サービス料金について、基本枚数までの基本料金に基本枚数以内の実使用枚数料金を加えて支出していたもの。

#### ・ 契約期間

平成17年4月1日～平成20年3月31日

平成20年4月1日～平成23年3月31日

#### ・ 基本料金

12,000円(5000枚まで)

13,120円(8000枚まで)

#### ・ 過誤払期間 平成17年4月分～平成22年6月分

・ 過誤払額 785,917円

□ 措置の内容

事務所において過誤払いが確認された時点で、返納協議を行い、協議成立後速やかに返納手続きを行った。

過誤払いの原因としては、請求書の内訳内容について、契約書どおりの請求であるかを確認しなかったことによるものであり、今後、会計事務において、複数の職員で確認するチェック体制を一層強化するとともに、長期継続契約等の内容については年度当初等に必ず確認する等このような過ちを起こさないように取り組むこととした。

(4) 大崎地方ダム総合事務所

イ 監査委員の報告の内容

支出事務において、不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成21年3月分複写サービス料金について、請求書の請求者印の押印がないにもかかわらず、後で請求書を差し替えることとして支出したものの。さらに、後日送付された同額の請求書について、支出済みであることを失念し、再度支払い手続きをとったため二重に支出したものの。

- ・件数 1件
- ・過誤払額 5,775円

□ 措置の内容

・本事案が判明した直後から、押印のない支出証拠書類の差し替えを前提とした事務処理を行わないことを徹底している。

・書類の審査確認は、担当、班員、班長、次長(総括担当)、所長とそれぞれが細心の注意を持ってチェックしている。

・出納責任者は、会計管理者の補佐で最終責任者であるとの使命を自覚し、業務を遂行している。

・人事異動の際にはリストを作成し、事務引継ぎを行うことを職員に周知徹底させている。

以上の対策を講じて、再発防止に努めている。

(5) 石巻西高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教職員特殊業務手当において、不正受給が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

休日に部活動指導を行った際に支給される教員特殊業務手当(いわゆる部活動指導手当)について、平成22年4月から8月にかけて、職員が指導の実態がないにもかかわらず指導を行ったと称した虚偽の支給申請を行い、手当を受給したものの。

- ・件数 23件
- ・支給金額 55,200円(2,400円/日)

□ 措置の内容

職員会議において職員全員に教員特殊業務手当不正受給の概要を説明し、手当の支給規則を周知した。また、改正された教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿の申請及び確認

を徹底し、従来から行ってきた休日出勤職員の来校者名簿への記載を徹底するとともに、警備員による休日出勤職員の警備日誌への名前記載を新たに行っている。